

福祉用具購入における Q&A

令和7年度版



守口市

～ 目 次 ～

介護保険福祉用具購入の概要について	・・・P2
福祉用具購入費の対象費目について	・・・P3
制度全般について	・・・P4
申請について	・・・P9
部品の購入及び同一の種目の再購入について	・・・P12
腰掛便座について	・・・P15
自動排泄処理装置の交換可能部品について	・・・P17
入浴補助用具について	・・・P17
簡易浴槽について	・・・P19
移動用リフトについて	・・・P19
排泄予測支援機器について	・・・P20
固定用スロープについて	・・・P21
歩行器・歩行補助つえについて	・・・P22
質問について	・・・P23
質問票	・・・P24

守口市福祉用具購入におけるQ&A

福祉用具購入における介護保険の給付対象については、厚労省通知（老企 34 号）に記載のある種目に限られます。公益財団法人テクノエイド協会の介護保険福祉用具一覧及び厚生労働省の福祉用具貸与の適正価格公表を参考に、利用者のアセスメントに基づいた適切な選定を行ってください。なお、福祉用具購入の可否については、一律に判断されるものではないため、アセスメントを行った介護支援専門員や福祉用具販売事業者から個別ケースとして問い合わせいただきますようお願いいたします。その際は質問票より作成のほどよろしく願いいたします。

介護保険福祉用具購入の概要について

対象者	要支援・要介護認定申請を行い、要支援 1～2・要介護 1～5 として認定された方が、都道府県知事の指定をうけた事業者から福祉用具（入浴や排せつに用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めたもの）を購入したとき、日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、支給申請書の提出により福祉用具購入費を支給します。 ※要支援・要介護認定の申請前に福祉用具を指定事業所より購入した場合は、保険給付の対象外となります。 ※要支援・要介護認定の新規申請・区分変更申請を行い、認定結果がおりる前に福祉用具を購入した場合には、認定結果を確認後、支給申請を行ってください。（認定結果が「非該当」の場合は、支給されません。）
支給対象 種目	1 腰掛便座 2 自動排泄処理装置の交換可能部品 3 排泄予測支援機器 4 入浴補助用具 5 簡易浴槽 6 移動用リフトのつり具部分 7 スロープ 8 歩行器 9 歩行補助つえ ※7～9 の一部は貸与と販売のいずれか選択可能
支給限度 基準額	・購入限度額 年度（4 月から翌年 3 月）当たり、10 万円 ※同年度内の福祉用具購入額が 10 万円未満であっても、翌年度への繰り越しはありません。 ・購入にかかる消費税を含めた金額が支給対象です。 ・限度額の範囲内であれば、複数回にわけて利用することも可能です。 ・10 万円を超える福祉用具を購入した場合は、10 万円を超えた部分費用につきましては、全額自己負担となります。
自己 負担額	10 万円の範囲内でかかった費用の 1～3 割 ※給付制限を受けている場合には、負担割合証の負担割合と異なる場合があります。 例) 3 万円のポータブルトイレを購入した場合 1 割負担の方・・・介護保険での支給額：27,000 円 自己負担額：3,000 円 2 割負担の方・・・介護保険での支給額：24,000 円 自己負担額：6,000 円 3 割負担の方・・・介護保険での支給額：21,000 円 自己負担額：9,000 円

福祉用具購入費の対象費目について

以下の品目となります。

なお、本市においては、介護保険の福祉用具購入の給付対象とする商品について、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準として取り扱っております。したがって、同協会のホームページにおいて、介護保険の福祉用具購入の対象であることが表示されていない商品については、原則、保険給付の対象外となりますので、ご注意ください。

品目	備考
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。） ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 ただし、専用パッド、洗浄液等排せつの都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連商品は除く。
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。
排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を要介護者またはその介護を行う者に通知するもの。
固定用スロープ（※）	主に敷居等の小さい段差の解消に試用し、頻繁な持ち運びを要しないものを行い、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
歩行器（※）	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器を行い、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
歩行補助つえ（※）	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

（※）固定用スロープ、歩行器、歩行補助つえは、令和6年4月から貸与と購入の選択制が導入されました。

制度全般について

(問)

特定福祉用具購入とはどのような制度か。

(答)

要支援・要介護認定を受けている方が、在宅で生活しており、入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したときに、年度10万円を上限に購入費用の一部を支給する制度です。

(問)

支給対象者は誰ですか。

(答)

本市で要介護（要支援）認定を受けている方が対象です。認定を受けていない方は、支給対象となりません。

(問)

要支援・要介護認定の新規申請中や区分変更申請中に福祉用具を購入した場合は、支給対象となるか。

(答)

要支援・要介護認定の次の申請中に福祉用具を購入した場合は、要介護認定結果が確定し、かつ、いずれかの要介護状態区分に認定されたときには、支給対象となります。

なお、下記の支給申請は、認定結果の確定後に行ってください。

- ・新規申請をしているとき
- ・区分変更申請をしているとき
- ・更新申請を行った後に既存の認定有効期間が経過したとき

一方、認定結果が非該当となった場合は、支給対象とならず全額自己負担となりますので、特定福祉用具販売事業者は利用者に対して事前に説明する必要があります。また、認定結果がでるまで時間がかかるケースが想定されます。その場合は「償還払い」を選択してください。

(問)

テクノエイド協会の認可のない福祉用具について、支給対象として認める品目はあるか。

(答)

原則、支給対象として認める品目はありません。本市では、福祉用具の購入にふさわしいものであるかどうかの判断をテクノエイド協会の判断に準じています。

(問)

償還払いと受領委任払いの違いは。

(答)

償還払いとは、購入時に利用者がいったん費用の全額を事業者支払い、後から市が自己負担分を除いた額を利用者に対し支給する方法で、受領委任払いとは、購入時に利用者が自己負担分のみを業者に支払い、残りの額を市から事業者を支払う方法です。

(問)

住宅改修のように、転居や介護度の上昇により支給額がリセットされるのか。
支給される金額の上限額はいくらか。

(答)

福祉用具購入は、転居や介護度が上昇しても支給額はリセットされません。また、同一年度（4月から翌年3月）で1人あたり10万円（消費税含む。）です。10万円を上限として、福祉用具の購入費用に対して、被保険者の利用者負担割合（1割～3割）に応じて、7割～9割を介護保険から支給します。なお、カタログの本体価格を超える分は支給対象になりません。

【例：10万円（税込）の福祉用具を購入した場合】

利用者負担割合支給金額 1割 ⇒ 9万円

2割 ⇒ 8万円

3割 ⇒ 7万円

(問)

購入する際の自己負担額はいくらになるのか。

(答)

負担割合証に記載されている割合（1～3割）に応じた額を負担していただきます。自己負担額の算定に当たって1円未満の端数が生じた場合は、切り上げて算出します。また、同時に2つ以上の福祉用具を購入した場合、それぞれの購入金額に負担割合を乗じて、それぞれ端数を切り上げて算出した額を合算します。

【自己負担割合が1割の場合】

①11,111 円の福祉用具を購入した場合

自己負担額＝11,111 円×1 割 ⇒ 1,112 円（1 円未満切上）

②11,111 円の福祉用具と 22,222 円の福祉用具を同時に購入した場合

自己負担額＝（11,111 円×1 割）＋（22,222 円×1 割）

＝1,112 円＋2,223 円（それぞれ 1 円未満切上） ⇒ 3,335 円

(問)

購入した福祉用具の金額が15万円だった場合、支給される金額はいくらか（利用者負担割合は1割のケース）。

(答)

支給限度基準額（10万円）を超える金額については、全額利用者負担となります。本ケースにおける（1）支給額と（2）利用者負担額は次のとおりです。

（1）支給額＝支給限度基準額×（1－利用者負担割合）9万円

＝10万円×9割 ⇒9万円

※小数点がある場合は切り捨て

（2）利用者負担額＝（支給限度基準額－支給額）＋支給限度基準額を超える金額5万円

＝（10万円－9万円）＋（15万円－10万円）⇒6万円

(問)

4月に入浴補助用具(3万円)を購入し福祉用具購入費の支給を受けたが、同じ年度中に腰掛便座(4万円)が必要となったため、購入したいと思っている。この場合、腰掛便座は支給対象となるか。

(答)

支給限度基準額(10万円)の範囲内であれば、再度、福祉用具購入費の支給申請をすることができるため、腰掛便座も支給対象となります。なお、同一の種目の再購入は購入した年度を問わず原則として認められませんが、同一の種目であっても、用途及び目的が異なる福祉用具を購入する場合は、支給限度基準額の範囲内で支給対象となります。

【同一の種目の再購入が支給対象となる例】

入浴用いす(入浴補助用具)を購入した後に(あるいは同時に)、浴槽用手すり(入浴補助用具)を購入する場合

(問)

申請できる回数に制限はあるのか。

(答)

福祉用具購入の支給限度基準額は同一年度(4月1日から翌年3月31日まで)で10万円であり、その範囲内であれば何度でも申請できます。

なお、支給額は、負担割合(※)に応じて9～7割が支給されます。

※領収日時点での負担割合が適用されます。

(問)

- ①N年度に福祉用具の引渡しを受け、(N+1)年度に代金を支払い保険給付を請求したケース
- ②N年度に福祉用具の引渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は(N+1)年度に行ったケースなどが考えられるが、限度額管理はいずれの年度において行われるか。

(答)

介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日(代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付)の属する年度において支給限度額を管理することとされています。

したがって、ケース①は(N+1)年度において、ケース②はN年度において、それぞれ限度額管理が行われます。

※なお、ケース②における保険給付は、会計支出上は(N+1)年度のものとなります。

※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時(代金を完済した日)の翌日を起算日とします。

(問)

購入する事業者はどこでも良いか。

(答)

都道府県等の指定を受けた事業者である必要があります。指定を受けていない事業者から購入した場合は支給対象となりません。

(問)

インターネット（通信販売）で購入した福祉用具は支給対象となりますか。

(答)

福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて購入する必要があることから、インターネット（通信販売）で購入した福祉用具は支給対象となりません。

(問)

介護者の負担軽減のために福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。

(答)

特定福祉用具購入は利用者が自立した日常生活を営むことができるようになることが目的であることから、介護者の負担軽減を主目的として購入した福祉用具は、支給対象となりません。

(問)

福祉用具購入後に容態の急変などにより入院（入所）し、退院（退所）の見通しがつかない場合も支給対象となるか。

(答)

入院（入所）するまでに購入したものは支給対象となります。

(問)

病院に入院中（介護保険施設に入所中）でもうすぐ退院（退所）する予定だが、自宅に戻る前に福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。

(答)

原則、入院（入所）中の場合は支給対象外ではありますが、対象者の退院（退所）後の在宅生活に向けて欠かせない事前準備として、入院中に特定福祉用具を購入することは可能です。

ただし、退院（退所）できなくなった場合（死亡の場合を含む）は、支給することができません。また、一時帰宅は退院（退所）とはみなしません。

なお、特定施設に該当しない有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅に入居している場合は在宅扱いとなります。※特定施設は、福祉用具が整備されていることが前提のため。

(問)

特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を入居中に福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。

(答)

特定施設入居者生活介護事業所や認知症対応型共同生活介護事業所では、福祉用具が整備されていることが前提であることから、支給対象となりません。

(問)

病院に入院中（介護保険施設に入所中）に外泊や一時帰宅を行うために、外泊先や一時帰宅先で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。

(答)

外泊や一時帰宅のために購入した福祉用具は、支給対象となりません。

(問)

短期入所生活介護（ショートステイ）を利用中に、滞在先の施設で利用するために福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。

(答)

居宅で利用するための福祉用具購入が対象となりますので短期入所生活介護（ショートステイ）先で利用するための福祉用具購入は、支給対象となりません。

(問)

福祉用具の購入にあたり、「運搬費」や「設置費」が発生したが、これらの費用も支給対象となるか。

(答)

特定福祉用具購入では、福祉用具そのものの購入費用のみが支給対象となり、運搬費や設置費等の費用は支給対象となりません。

(問)

福祉用具購入後、支給申請をする前に転出した場合、申請書の提出先は守口市へ提出するのか、転出先の市町村へ提出するのか。

(答)

領収日時点で、保険者となっていた市町村へ申請書を提出してください。

(問)

守口市に住民票を置いているが、実際は他市の親族宅で生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。

(答)

他市の親族宅が本人の生活の本拠地としてケアプランが作成されており、その親族宅で福祉用具を使用するということであれば、支給対象となります。

(問)

生活の本拠地は自宅であるが、自宅と親族宅を行ったり来たりしながら生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。

(答)

特定福祉用具購入では、生活の本拠地で使用される福祉用具のみが支給対象となることから、生活の本拠地以外で使用する福祉用具は、支給対象となりません。

(問)

共同生活している2人の要介護認定者が20万円相当の簡易浴槽の購入を希望している場合、支払額を二分して、10万円の限度額を双方に適用することができるか。

(答)

共同で特定福祉用具を購入することはできません。

(問)

2つ以上の機能を有する福祉用具はどのように取り扱われるのか。

(答)

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、保険給付の対象外として取り扱う。

申請について

(問)

特定福祉用具購入の支給申請時の必要書類は何か。

(答)

申請には購入前の【事前申請】が必要です。

事前申請による支給決定後、購入後も支給申請が必要となりますのでご注意ください。

事前申請には、次の書類の提出が必要です。

- (1) 介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書（事前申請用）
- (2) 介護保険福祉用具購入を要する意見書
- (3) 見積書
- (4) 購入する福祉用具のパンフレットの写し（製造事業者、商品名、価格が分かる部分）
- (5) 介護保険福祉用具購入費支給申請にあたっての委任状（本人が申請しない場合）
- (6) 誓約書（※認定申請中、入院・入所中、事前申請前に購入が必要な場合）

承認決定後、支給申請時には次の書類の提出が必要です。

- (1) 介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 領収書
- (3) 請求書
- (4) 介護保険福祉用具購入費支給申請にあたっての委任状（本人が申請しない場合）

※固定用スロープを複数個購入する場合には、スロープを設置する場所がわかる図面と写真を添付してください。

※審査に必要と判断したときは、上記以外の書類の提出を求める場合があります。なお、「排泄予測支援機器」の支給申請にあたっては手続き及び提出書類が異なりますので市へ確認してください。

(問)

ケアマネジャーや購入先の事業者が申請書類を提出することは可能か。一方で、ケアマネジャーがいない場合、どうすればいいのか。

(答)

被保険者の依頼により、ケアマネジャーや購入先の事業者が提出することは問題ありません。
一方で、ケアマネジャーがついていない場合は守口市地域包括支援センターへご相談ください。

(問)

申請書類はどこに提出すればよいか。

(答)

高齢介護課に直接提出するか、郵送で提出してください。

提出先： 守口市役所 健康福祉部 高齢介護課

郵送先： 〒570-8666

大阪府守口市京阪本通2-5-5

守口市 健康福祉部 高齢介護課宛

(問)

申請書類の提出締切はいつか。また、保険給付分はいつ振り込まれるのか。

(答)

領収日翌日から2年以内に提出してください。なお、事前申請の承認があり、本申請の提出受理したのち本市の審査の結果、支給決定となった場合は、保険給付分を原則、提出のあった月の翌月15日（15日が土日祝の場合は翌営業日）もしくは末日に支払いを予定しています。（振込日は都合により変わることがあります。また、振込予定日より遅延する場合があります。）

(問)

申請書に添付する領収書の宛名は誰にすべきか。また、領収書の提出は必ず原本が必要か。

(答)

被保険者本人宛（フルネーム）でお願いします。領収書はコピーでも構いませんが、原本を確認する場合がございます。

(問)

商品引渡し日と領収日が異なっているが、申請書に記載する購入日はどちらの日付を記載すればよいか。

(答)

領収日の日付を記載してください。

(問)

口座振込や引き落としの時の領収日はいつにすればよいか。

(答)

振込日及び引き落とし日としてください。振込や引き落としされる前に死亡等により資格が喪失した場合は保険給付の対象となりませんので注意してください。生活保護を受給し、生活福祉課へ申請は済んでいるが、支給までの間に資格喪失した場合は市へお問い合わせください。

(問)

実際に購入代金を支払ったのが家族や親族等の場合、領収書の宛名はその氏名で良いか。

(答)

領収書の宛名は被保険者本人である必要があります。被保険者以外の氏名が記載された領収書では受付できません。

(問)

通常、介護保険の特定福祉用具購入に対する保険給付額は、対象額の9割、8割、7割のいずれかとなると思うが、小数点未満切り捨てかそれとも切り上げか。

(答)

給付額は小数点未満切り捨てとなります。(本人負担が切り上げとなる)

(例) 対象額が 20,952 円で、本人負担が2割の場合

$20,952 \text{ 円} \times 80\% = 16,761.6$ (支給額: 16,761 円・自己負担 4,191 円)

(問)

事業者注文をした時点での負担割合は1割だったが、納品を待っている間に負担割合の年度更新があり、領収日時点での負担割合は2割となった。この場合、どちらの負担割合が適用されるのか。

(答)

領収日(領収書の記載日)時点の負担割合が適用されます。よって、本ケースの場合は2割となります。

(問)

介護保険料の滞納による給付制限期間中に福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。

(答)

給付制限期間中に購入した福祉用具も、支給対象となります。ただし、給付制限として給付額減額を受けている場合、給付額減額後の負担割合に基づいて福祉用具購入費を支給します。

【本来の負担割合】

【給付制限による負担割合】

1割	⇒	3割
2割	⇒	3割
3割	⇒	4割

(問)

福祉用具を購入したが、支給申請前に被保険者本人が亡くなった。この場合、支給対象となるか。

(答)

被保険者本人が亡くなる前に購入・使用した福祉用具であれば、支給対象となります。この場合、提出する領収書の領収日は亡くなる前の日付である必要があります。領収日が死亡日以降の場合は、本人の被保険者資格が喪失しており、本人が購入したことにならないため、納品がそれ以前であっても対象となりません。また、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書の申請者欄は相続人が記入する必要があります。

(例) 守口太郎 代表相続人 守口花子

(問)

在宅の被保険者が、福祉用具購入後（購入時に代金の支払いも済んでいる）、一度も利用せずに入院し、そのまま死亡した場合は福祉用具購入費の請求は可能か。

(答)

代金を完済し、一度でも利用した場合は支給対象となります。今回のケースのように、代金を完済しても利用せずに死亡した場合は支給対象とならないため、全額自己負担となります。

(問)

販売店と分割払い等の契約で特定福祉用具を購入し、完済する前に本人が死亡したが、支給申請できるか。

(答)

福祉用具の購入は代金の完済をもって成立するため、仮に生前中に一部支払いがあったとしても、介護保険の支給対象となりません。

(問)

ずいぶん前に購入したものも申請できるか。

(答)

福祉用具を購入したとき（代金を完済したときとは、実務的に領収証記載の日付）に保険給付の請求権が発生します。時効は領収書の翌日から2年間となります。

(問)

受領委任払い制度を利用する予定だが、業者の登録は必要か。

(答)

登録は不要です。

(問)

福祉用具購入後、転出した場合、支給申請は転出前の保険者にするのか、それとも転出後の保険者にするのか。

(答)

支給申請は、購入時の保険者すなわち転出前の市町村にすることになります。

部品の購入及び同一の種目の再購入について

(問)

4点杖や歩行器を介護保険で購入後、紛失した場合、再購入可能か。

(答)

紛失の場合は再購入不可となります。

(問)

介護保険の適用となる福祉用具が破損し部品を交換した場合、部品の購入費用は支給対象となるか。

(答)

特定福祉用具購入の支給対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品については、支給対象となります。なお、この場合、部品そのものの購入費用のみが支給対象となり、運搬費や作業費等の費用は支給対象となりません。

(問)

故障した場合等のメンテナンスのため、予備部品を購入した場合、支給対象となるか。

(答)

予備部品の購入費用については、支給対象となりません。

(問)

既に福祉用具購入費の支給を受けた福祉用具が破損し、部品の交換を伴わない修理を行った場合、その修理費用は支給対象となるか。

(答)

介護保険の特定福祉用具購入の支給対象は、福祉用具（またはその部品）そのものの費用のみです。運搬費、設置費等の費用については支給対象とならないことから、本ケースにおける修理費用も支給対象となりません。（全額利用者負担となります。）

(問)

同一の種目の再購入は可能か。

(答)

使用用途・目的が同じ場合、原則認められません。ただし以下の①～④のいずれかに該当し、かつ本市が必要と認めた場合には支給対象となります。

①過去に購入した製品が破損し、修理又は部品の交換をすることができない場合（通常の使用による破損のみが支給対象となります。故意や過失による破損は支給対象となりません。）

②利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

③転居等の居住環境の変化により、大きさの異なった福祉用具が必要な場合

④その他特別の事情がある場合いずれの場合においても、再購入が必要であれば、購入前に必ず本市へ確認してください。

(問)

既に購入した福祉用具の破損（一部破損を含む）を理由とする場合の同一種目の再購入について、どのような手順を踏むべきか。

(答)

①必ず購入前に被保険者の身体状況や居住環境等を明確にしたうえで、破損したことがわかる写真を撮り、本市へ確認。

※本市において、同一種目の再購入について必要性や妥当性等を判断し、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

②部品交換が可能かどうかを購入業者やメーカー等に確認。

③上記の①と②を行なったうえで、部品交換が不可能な場合（部品そのものが生産終了等で手に入らない場合を含む）は、破損としての同一種目の再購入を認めます。

※部品交換が可能な場合は、部品交換が優先となり、部品代のみが支給対象となり、取り寄せるための送料や取り替えに係る人件費は対象となりません。

(問)

「介護の必要の程度が著しく高くなった場合」とはどの程度を指すのか。

(答)

原則として、当初の購入時点よりも介護度が高くなっており、ケアプランの内容を変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合を想定しています。ただし、介護度が高くなっていない場合でも、身体状況の変化に伴い再購入が必要であると本市が認めたときは、この限りではありません。

(問)

介護度が低くなり、既に福祉用具購入費の支給を受けた福祉用具が身体状況に適合しなくなった場合、同一の種目の再購入は支給対象となるか。

(答)

介護度が低くなり、身体状況に適合しなくなった場合の再購入については、支給対象となりません。

(問)

転居によって居住環境に変化があり、既に支給を受けた福祉用具では適合しなくなった場合、同一の種目の再購入は支給対象となりますか。

(答)

原則として、転居があったとしても同一種目の再購入は認められず、既に支給を受けた福祉用具を転居後の環境で使用する必要があります。ただし、当該福祉用具のサイズでは転居後の環境に適合しなくなった場合は、同一種目の再購入であっても例外的に支給対象となります。

【例】転居前の自宅で浴槽内すのこの支給申請を受けたが、転居後の自宅の浴槽にサイズが合わないケース（大きすぎて浴槽に入らない等）。

(問)

既に福祉用具購入費の支給を受けた入浴用いすについて、通常の使用の結果、カビやぬめりが生じてしまい転倒の危険性があるため、再購入したい。この場合、支給対象となるか。

(答)

同一種目の再購入が例外的に支給対象となるのは、問 P 1 2 に記載した事由のみです。カビやぬめり等の衛生面や汚れを理由とした同一種目の再購入については、支給対象となりません。

(問)

その他特別の事情がある場合とはどのような場合を指すのか。

(答)

災害を原因とする床上浸水等による流水や家屋崩壊による破損等の場合。購入前に本市へ確認してください。

(問)

1階と2階にトイレがあり、その両方のトイレで使用するため、補高便座（腰掛便座）を2個購入したい。この場合、支給対象となるか。

(答)

用途及び目的が異なる同一の種目の福祉用具を複数購入した場合、2個目の分の購入費用については支給対象となりません。（1個目の分の購入費用は支給対象となります。）

(問)

入浴用いすを購入したいが、体が大きく1つでは不安定であり、転落の恐れがあるため、2つ購入したい。この場合、2つとも支給対象となるか。

(答)

支給対象となりません。（大きな入浴用いすを1つ購入する場合は支給対象となります。）

(問)

昼間はトイレに行けるため補高便座（腰掛便座）を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険性が高いのでポータブルトイレ（腰掛便座）を購入する場合、支給対象となるか。

(答)

同一の種目（腰掛便座）の購入ですが、用途及び目的が異なるため、支給対象となります。

(問)

浴室と浴槽内の段差を解消するため、浴室内すのこ（入浴補助用具）と浴槽内すのこ（入浴補助用具）を購入する場合、支給対象となるか。また、浴室内すのこと浴槽内いす（入浴補助用具）の場合はどうか。

(答)

どちらのケースにおいても、同一の種目（入浴補助用具）の購入ですが、用途及び目的が異なるため、支給対象となります。

(問)

福祉用具購入では「同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、以後の期間に同一種目の特定（介護予防）福祉用具については福祉用具購入費は支給されません」とあるが、スロープの追加購入の場合も同様の対応でよいのか。

(答)

スロープに関しては前回に購入した箇所とは異なる場所で使用することが図面で確認できる場合は、追加支給可能となります。（介護保険最新情報 Vol.1225 問98）

腰掛便座について

(問)

洗浄機能付きの補高便座は支給対象となるか。

(答)

補高を目的としている場合は支給対象となりますが、洗浄機能のみを目的としている場合は支給対象とはなりません。また、取付けに伴う給排水工事や電気工事等は支給対象とはなりません。

※暖房機能、消臭機能等についても同様です。

(問)

日中は補高便座を使用し既存のトイレを、夜間はポータブルトイレを使用したい場合、同一種目だが支給対象となるか。

(答)

用途が異なるため、支給対象となります。

(問)

壁リモコン付きの腰掛便座は支給対象となるか。

(答)

壁リモコンは、腰掛便座としての種目に該当しない機能であるため、支給対象とはなりません。ただし、壁リモコン部分と腰掛便座部分が区分できる場合には、腰掛便座部分のみが支給対象となります。

(問)

ビス等による固定が必要な腰掛便座も支給対象となるか。

(答)

ビス等で固定する場合でも、住宅改修のような工事とは想定できないため、福祉用具購入費として支給対象となります。

(問)

暖房便座機能付き腰掛便座は支給対象となるか。

(答)

テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合は支給対象となりますが、暖房機能の付加を目的とした購入は支給対象外となります。

(問)

家具調のポータブルトイレは支給対象となるか。

(答)

支給対象となります。

(問)

腰掛便座の範囲として、家具調のものやウォームアップ機能付きのものや高額なものもありますが、購入にあたり特に制限はないのか。

(答)

家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者本人が選択すれば給付対象として差し支えありませんが、被保険者本人や家族の希望のみでは支給対象外です。

被保険者の負担額が大きい福祉用具をあえて選択する場合は、その理由についても支給申請書の「福祉用具が必要な理由」欄に記載してください。

(問)

水洗式のポータブルトイレは支給対象となるか。

(答)

居室において使用可能なものであれば、支給対象となります。

ただし、設置に伴う費用については支給対象となりません。

(問)

ポータブルトイレの高さ調整のため補高便座を購入したいが、支給対象となるか。

(答)

補高便座は洋式便座の上に置いて高さを調整するためのものですので、支給対象外となります。

自動排泄処理装置の交換可能部品について

(問)

専用パッド等の消耗品は支給対象となるか。

(答)

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ専用シート等の関連部品は支給対象となりません。

(問)

「しびん」は支給対象となるか。

(答)

自動排泄処理装置については、厚生労働省の告示により「尿または便が自動的に吸引されるもの」とされていることから、支給対象とはなりません。

(問)

自動排泄処理装置本体は、福祉用具購入費の支給対象となるか。

(答)

自動排泄処理装置本体は、福祉用具購入費の支給対象とはなりませんが、福祉用具貸与の対象となります。

入浴補助用具について

(問)

シャワー機能が付いた入浴用いすは支給対象となるか。

(答)

「シャワー機能」は介護保険の支給対象となる入浴補助用具の品目に該当しないため、シャワー機能部分と入浴用いす部分を区分できる場合については、入浴用いす部分のみが支給対象となります。区分できない場合は原則として支給対象となりませんが、利用者の身体状況による理由があるときは例外的に支給対象として検討できる場合もありますので、その場合は事前に本市に相談してください。

(問)

浴槽をまたぐ際に使用する「踏み台」は支給対象となるか。

(答)

「踏み台」は介護保険の支給対象となる入浴補助用具の品目に該当しないため、支給対象となりません。

(問)

浴槽内いすを、浴槽内用と浴槽外用で購入し、踏み台として使用する場合、支給対象となるか。

(答)

原則として、同一品目を複数購入することはできません。また、購入した浴槽内いすが踏み台としての機能を製品仕様上有していたとしても、介護保険制度上、浴槽内いすは「浴槽内に置いて利用することができるものに限る」とされており、浴槽外の踏み台として使用することが、用途及び目的が適合しないため、支給対象となりません。

(問)

浴槽内いすの取扱説明書において、踏み台としての利用が認められているものがあるが、このような場合、浴槽外において段差解消を図る目的として使用することは介護保険の支給対象か。

(答)

取扱説明書において、踏み台としての利用が認められていても、これは製品の機能の話であり、浴槽内いすを本来の使用法・目的と異なる、浴室の段差解消に使用することは介護保険の支給対象となりません。

(問)

浴槽内すのこ（浴室内すのこ）をオーダーメイドで作成する場合、支給対象となるか。

(答)

浴室内に置いて浴室の段差の解消ができるものであれば、オーダーメイドであっても、支給対象となります。ただし、加工費や工事費については支給対象となりません。なお加工されたすのこ本体代は、カタログの本体価格に基づき支給額を算出します。また、支給申請においては、見積書及び製品設置前後の写真を別途提出してください。また、作製する事業者は都道府県等の認定を受けている必要はありませんが、販売する事業者は認定を受けている必要があります。

(問)

すのこは浴室内（浴槽内）に敷き詰めなければならないか。洗い場の利用する部分のみ敷く場合でも支給対象となるか。

(答)

すのこは、一部分に敷くことにより新たな段差が生じないように、原則、洗い場全体に敷いていただくことが原則となります。ただし、全体に敷くことで不具合が生じることがケアマネジャー・業者・本人の間で検討されている場合にはその限りではありません。事前に本市に相談してください。また、のちに残りの部分を敷き詰めるために購入する場合は再購入の扱いとなり支給対象とならない場合がありますのでご注意ください。

(問)

入浴用介助ベルトは、介護者用と介助者用のそれぞれ支給対象となるか。

(答)

それぞれ支給対象となります。

(問)

浴室の段差解消や浴槽内の高さ調整のために「滑り止めマット」を購入した場合、支給対象となるか。

(答)

「滑り止めマット」は介護保険の支給対象となる「浴室内すのこ」や「浴槽内すのこ」に該当しないため、支給対象となりません。

簡易浴槽について

(問)

材質が硬質である簡易浴槽も支給対象となるか。

(答)

材質が硬質のものであっても、使用しないときに立て掛けること等によって収納でき、居室において必要があれば入浴できるものであれば、支給対象となります。

(問)

洗髪器や足浴器は簡易浴槽として支給対象となるか。

(答)

部分浴に係る器具（洗髪器や足浴器等）は簡易浴槽に該当しないため、支給対象となりません。

(問)

共同生活（夫婦等）している2人の要介護認定者が20万円相当の簡易浴槽の購入を希望している場合、支払額を2分し、10万円の限度額を双方に適用することは可能か。

(答)

共同で特定福祉用具を購入することはできません。

移動用リフトについて

(問)

移動用リフト本体は、特定福祉用具購入の支給対象となるか。

(答)

特定福祉用具購入の支給対象となるのは移動用リフトのつり具部分のみであり、移動用リフト本体は支給対象となりません。なお、移動用リフト本体は、福祉用具貸与の対象品目です。

排泄予測支援機器について

(問)

どのような状態の居宅要介護者の利用が想定されているか。

(答)

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難になっているが、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める居宅要介護者の利用が、支給対象として想定されています。

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、認定調査票のうち基本調査2－5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」または「4. 全介助」の居宅要介護者については、利用が想定しにくいとされています。

(問)

特定福祉用具販売事業者が行う医学的な所見の確認はどのように行うのか。

(答)

排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は次のいずれかの方法により、利用者の膀胱機能を確認してください。

- ①介護認定審査における主治医意見書
- ②サービス担当者会議等における医師の所見
- ③介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- ④個別に取得した医師の診断書 等

なお、支給申請時には、①～④のいずれかの確認書面を提出する必要があります。

(問)

排泄予測支援機器購入に係る申請書に添付する「トイレで排尿することが見込める者であることが確認できる書類」とはどのような書類を指すのか。

(答)

介護認定審査会における主治医の意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見、個別に取得した医師の診断書等です。

(問)

特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項は。

(答)

特定福祉用具販売事業者は、次の点について、利用を希望する方に対して事前に確認の上、販売する必要があります。

- (1) 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。
- (2) 装着することが可能か。
- (3) 居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレの移動や誘導が可能か。

(問)

販売前に試用期間を設ける必要はあるか。

(答)

令和4年3月31日付老高発0331第3号「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」において、特定福祉用具販売事業者は「居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、販売前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること」とされています。以上のことから、試用期間の設定は必須ではありませんが、排泄予測支援機器の使用目的や方法を鑑みると、設定することが望ましいと考えられます。なお、試用期間の設定の有無にかかわらず、支給申請時には特定福祉用具販売事業者が作成した「排泄予測支援機器確認調書」を提出する必要があります。

(問)

専用ジェル・シート等の消耗品は支給対象となるか。

(答)

専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は、支給対象となりません。

(問)

おむつ交換の時期を把握するために排泄予測支援機器を購入する場合、支給対象となるか。

(答)

排泄予測支援機器は、トイレでの自立に向けた排尿を促すことを目的としていることから、おむつ交換時期等を把握するための利用については、支給対象となりません。

(問)

独居の高齢者が利用する場合、排泄予測支援機器は支給対象となるか。

(答)

排泄予測支援機器の使用方法は次のような方法が考えられます。

①利用者本人が装着し排尿の機会を知らせることで、適時にトイレに移動し排泄する。

②介助者が通知により、排泄の声掛けやトイレへの誘導を行い、本人の排泄を促す。

そのため、独居の場合でも①のような方法があり、必ずしも支給対象外となるものではありませんが、排泄予測支援機器の使用目的の理解や試用状況等を確認の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できるのか、十分に検討してください。

固定用スロープについて

(問)

自宅内に段差が複数箇所あるため、固定用スロープを複数個購入したいが、支給対象となるか。

(答)

複数個使用することが想定されうる品目であるため、支給対象となります。

なお、複数個購入する必要性を確認するため、申請書に複数個の購入が必要であることの理由を記載のうえ、設置場所のわかる図面及び写真を提出してください。

(問)

スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区分し給付すればよいのか。

(答)

取付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売として判断してください。

歩行器・歩行補助つえについて

(問)

病院でのリハビリを行うにあたって杖を2本使用したいため、2本購入することは可能か。

(答)

歩行補助つえを複数個購入することは可能ですが、本件のようにリハビリのみで使用する場合、長期間使用するものではないと想定されるため、基本的には貸与で対応すべきものと考えます。しかしながら、貸与と購入の選択については利用者の判断によることとされているため、利用者が購入を選択する場合には、購入することも可能です。

その場合、申請書に複数個の購入が必要であることの理由を記載してください。また、貸与と購入の選択にあたっては、事前にサービス担当者会議などによる医療職を含めた多職種の意見を踏まえた利用者への説明・提案を行うこととされているため、サービス担当者会議の記録や利用者への説明内容がわかる書類の提出を求める場合があります。

(問)

杖先及び可動箇所ゴム部分などの交換について、支給対象となるか。

(答)

歩行補助つえの杖先及び可動箇所ゴム部分並びにグリップ部分の交換については、使用中で当然に部品交換がなされることが前提になっているものと考えられるため、介護保険の支給対象となります。

再購入（部品購入）申請にあたっては、支給申請書の「福祉用具が必要な理由」欄に理由を記載のえ対象となる部品の写真（※）を添付してください。

※写真は日付入りとし、福祉用具全体を写したもの、交換対象となる部品を拡大したものを添付してください。

(2) 質問について

本Q & Aに記載のない事項について質問がある場合には、別紙質問票にて高齢福祉課までお問い合わせください。※電話・窓口でのご質問に対しては、その場で回答しかねますのでご了承ください。

【留意事項】

- ・回答は、質問票に記載された内容について行います。回答の際に追加の質問をいただいても即答しかねますのでご了承ください。
- ・質問票に記載しきれない内容がありましたら、別途、資料を添付していただいて結構です。
- ・質問票に記述されている項目（内容）が網羅されていれば、質問票の様式でなく別の様式でも差し支えありません。
- ・「〇〇について、保険者の判断を…」と照会される場合がありますが、判断には詳細な状況説明を求める場合がありますので、ご承知おきください。
- ・質問票に対する回答の連絡をした際に、担当者が不在でも対応できるよう、事業所内で質問内容の共有をお願いします。
- ・回答に当たっては、内容により高齢福祉課内等での検討により時間を要する場合がありますので、ご承知おきください。
- ・いただいた質問票の中で、同様の質問が多い項目等については、Q & Aに追加していく予定です。

質 問 票

年 月 日

守口市健康福祉部高齢福祉課 行

FAX 06-6991-2551

TEL 06-6992-1610

MAIL kaigo@city.moriguchi.lg.jp

事業所名

事業所管理者名

事業所番号

サービス種類		回答先 電話番号	
担当部門名		担当者名	
質問タイトル			
質問の対象 サービス			
質問の趣旨・内容			
事業所内で検討 した関連規程			
事業所内で検討 した際の疑問点			
回 答 (※保険者記入)			